

## ○結婚相談所入会サポート奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、独身の方の婚姻を促進するため、結婚専門カウンセラーの個別カウンセリング等専門的な支援を行う結婚相談所への入会をサポートするものとする。

(実施主体)

第2条 実施主体は、吉備中央町結婚推進協議会とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 婚姻 婚姻届を提出し、夫婦となったことをいう。

(2) 入会料及び登録料 結婚相談所へ入会する際、当初に必要なプロフィール作成

料、お見合いシステムへの登録料及び経費をいう。(月会費、お見合い料、システム使用料、成婚料、活動サポート料等は除く)

(交付対象者)

第4条 交付対象となる者(以下「対象者」という。)は、申請日において町内に住所を有し、かつ居住する、独身の20歳以上50歳未満の者であり、岡山県内に拠点を置く結婚相談所へ入会した者とする。

2 前項の規定にかかわらず、対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱は適用しない。

(1) 対象者及び同一世帯員が、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団員と密接な関係を有すると認められたとき。

(2) その他対象者として適当でないと会長が認めるとき。

(奨励金の種類及び額)

第5条 奨励金の種類、金額及び交付回数は次表のとおりとする。

奨励金の種類	金額	交付回数
入会奨励金	結婚相談所への入会料及び登録料の2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、30,000円を限度とする。	1回限りとする。
婚姻奨励金	20,000円	入会奨励金の交付決定を受けた者が、結婚相談所の紹介により婚姻した場合に交付する。ただし、1回限りとする。

(交付申請)

第6条 奨励金の交付を受けようとする者は、前条の規定において、入会又は婚姻し

た日から起算して、1か月以内又は年度末のいずれか早い日までに、結婚相談所入会サポート奨励金交付申請書(様式第1号)を提出するものとする。

(決定通知書の交付)

第7条 会長は、前条の申請書を受けたときは、その書類の審査及び必要に応じて調査等により、奨励金の交付決定に適合すると認めるときは、交付すべき奨励金の額を確定し、結婚相談所入会サポート奨励金確定通知書(様式第2号)を、申請者へ通知するものとする。

2 会長は、申請者に対して、結婚相談所入会後の進捗状況を必要に応じて確認することができるものとする。

(奨励金の請求)

第8条 前条の規定により交付決定を受けた者が奨励金の交付を受けようとするときは、結婚相談所入会サポート奨励金請求書(様式第3号)を会長へ提出しなければならない。

2 会長は、前項の規定による請求書を受理したときは、交付決定者に奨励金を交付するものとする。

(奨励金の取り消し等)

第9条 会長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励金の交付決定の取り消しを命ずることができる。

(1) この要綱の内容に違反したとき。

(2) 不正の行為があったとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、会長が不相当と認めるとき。

(その他)

第10条 この要綱に関しその他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、婚姻奨励金の交付については、入会奨励金の交付決定の日から起算して、1年以内であれば、この限りでない。